

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正すること  
について

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

本市公立幼稚園保育料の適正化を図るため算定方法を見直し、保育料の額を引き上げるとともに、子育て世帯の負担軽減を目的として所得及び世帯構成に応じた保育料体系とするため、改正するものであります。



秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例(昭和30年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(入園料及び保育料の額)

第2条 入園料及び保育料の額は、園児1名につき、別表に掲げる金額とする。

この場合において、入園料及び4月分から8月分までの保育料については、前年度の市町村民税により算定し、9月分から翌年の3月分までの保育料については、当年度の市町村民税により算定するものとする。

(入園料及び保育料の額の通知)

第3条 市長は、入園料又は保育料の額を決定したとき又はその額を変更したときは、園児の保護者(園児を現に扶養する者で、生計を一つにするもの又は養育里親等(入園料又は保育料の対象となる園児の養育等を行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。))の長をいう。別表において同じ。)をいう。)に対して文書により通知しなければならない。

第4条第1項中「園児の保護者(園児を現に扶養する者で、生計を一つにするものをいう。)」を「前条に規定する園児の保護者」に改める。

第5条中「生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護世帯の園児及びこれに準じる世帯の園児並びに」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

世帯等の区分		入園料	保育料（月額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯		0円	0円
市町村民税非課税世帯			
市町村民税均等割額のみが課税される世帯及び養育里親等			3,000円
市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満の世帯	5,400円	5,000円
	48,600円～		6,400円
	54,000円未満の世帯		
	54,000円～		7,300円
	62,000円未満の世帯		
	62,000円～		9,000円
	71,000円未満の世帯		
71,000円以上の世帯	9,800円		

備考

- 1 世帯等の区分は、園児の属する世帯の生計を一つにしている父母及び他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者（養育里親等を除く。）について、それらの者の課税額の合算額による。
- 2 均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における所得割額又は均等割額は、その減免の額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額とする。

- 3 同一世帯に2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合又は養育里親等に養育等を受けている2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合において、その子どものうち、年齢の高い順から2人目の子どもに係る保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る保育料は、徴収しない。
- 4 市町村民税均等割額のみが課税される世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯の保育料は、徴収しない。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
  - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
  - (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（準備行為）
- 2 入園料及び保育料の額の算定及び通知について必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例第2条及び第3条の規定の例によりすることができる。